

基本目標4 循環型のまちづくり



個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署
4-1 3Rの実施を推進する	家庭系ごみの減量の推進	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	500g以下	R12		【具体的な目標値】 令和3年度を初年度とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画により、令和12年度の家庭系ごみ排出量を500g以下/人・日とすることとした。 ※家庭系ごみ・・・可燃ごみ+不燃ごみ	
					生ごみ処理機(ボカシ容器・電気式処理機)の購入補助	家庭における生ごみの減量と堆肥化を推進するため、ボカシ容器及び電気式の処理機器の購入に対する補助を行う。 ・容器式:購入価格の2,000円までは全額、2,000円を越えた部分はその額の2分の1とし、限度額は5,000円 ・電気式:購入価格の3分の2とし、限度額は50,000円	
					EMボカシの無料配付	生ごみの減量化と堆肥化を目的に結成された登録団体や個人を対象として、生ごみ発酵促進剤であるEMボカシの無料配付を行う。	
					しんぶんコンポストキットの配付	家庭から排出される生ごみの堆肥化を支援するため、市民の希望に応じて、しんぶんコンポストキットを無料で提供し、普及と拡大に努める。	
					食品ロスへの対策	家庭や外食時など、様々な場面で食べ残しを減らす取組について周知、啓発活動を行う。	
	有価物・資源物の回収の推進	資源化率(リサイクル率)	23%以上	R12		【具体的な目標値】 令和3年度を初年度とする一般廃棄物(ごみ)処理基本計画により、令和12年度の再資源化率を23%以上とすることとした。	減量課
					ミックスペーパー分別の徹底	可燃ごみに混在しているミックスペーパーの分別について、チラシ等により分別意識の高揚や習慣化を促進し、回収量の増加を図る。	
					容器包装廃棄物の分別回収	容器包装リサイクル法の対象品目(紙パック・ペットボトル等)の分別回収について、市民への周知徹底を行い、回収量の増加を図る。	
					自治会の有価物集団回収の報奨金による奨励	自治会が自主的に取り組む集団回収として、地域住民等が家庭から排出された資源物を品目ごとに選別し、その回収量に応じて報奨金を交付する。	
					リサイクル推進員制度を活用した分別排出の推進	自治会長が推進員となり、集積所における排出指導や環境美化活動を推進し、ごみの減量化や再資源化への協力や啓発活動を行う。	
					資源物ステーションの設置	甲府市自治会連合会と連携を図る中で、地区連合会や自治会からの要望に応じ、地元住民の理解を得ながら設置に努める。	
					プラスチック製容器包装の分別回収	プラスチック製容器包装の分別回収について、市民への周知徹底を行い、回収量の増加を図る。	
	3R啓発の推進	ごみへらし隊による延べ活動回数、延べ参加人数	活動回数180回、参加者数1万人	H24~R4		【具体的な目標値】 活動回数180回、参加者数10,000人	
					ごみへらし隊による啓発活動	ごみへらし隊の活動範囲を拡げるため、自治会や各種団体等への出前講座の活用をPRするとともに、ごみ減量と資源リサイクルに対する市民意識の向上を図る。	
					分別排出の普及啓発	分別チラシの配布や市ホームページの活用等により、資源物の分別意識の向上を図る。	
リサイクルプラザの利用の推進					環境総合教育施設として、環境に関する情報発信や各種環境教育・講座等の環境教育の場を提供する。		
事業系廃棄物の排出を削減する	事業系一般廃棄物の排出量	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少していること ※排出量・・・事業系可燃ごみ+事業系不燃ごみ		
				多量排出事業者に対する事業系一般廃棄物の減量等の啓発	多量排出事業者から事業系一般廃棄物減量化等計画書及び実績書の提出を受け、職員が事業者へ減量・分別の指導を行う。		
その他の取組					バイオマス資源の活用	市民団体に対する支援として、堆肥化簡易容器の貸し出し、個人向けには落葉の堆肥化キットを配布する取組を行う。	
				下水汚泥焼却灰の再利用	発生した焼却灰全量をセメント原料等として再利用する。 (予定搬出量:729t)	上下水道局(浄化センター)	

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署	
4-2 持続可能な農業を推進する	経営耕地面積の維持	農振農用地面積	905haを確保	R4		【具体的な目標値】 下記の各種事業を実施することにより、耕作放棄に至るのを未然に防止するとともに、耕作放棄地を解消することにより経営耕地の確保・保全に努めていく。	農政課	
					農業生産基盤の維持・整備	県営土地改良事業の実施と補助事業を活用した農業生産基盤の維持・整備の推進を図る。		
					中山間地域等直接支払制度の活用	中山間地域の持つ多目的機能の維持保全を確保するため、営農の継続による耕作放棄地の増加防止を目的に事業展開を図る。なお、本制度は、第5期対策として、令和2年度から令和6年度末を事業期間(5年間)としている。		
					多面的機能支払制度の活用	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動への支援を行い、地域資源の適切な保全管理の推進を図る。		
					経営所得安定対策の活用	経営所得安定対策の活用を積極的に図り、耕作放棄を未然に防止し経営耕地の確保・保全に努める。		
					農地中間管理事業や農地銀行制度の実施	農地中間管理機構や農地銀行制度を活用し、担い手への農地集積・集約化の推進を図る。		
					利用権設定等促進事業	農用地等について利用権の設定若しくは移転又は所有権の移転を促進し、経営耕地の保全・活用に努める。		
					市民農園の整備	市民農園開設希望者に開設までの法的な手続き等の補助を行う。		
								就農支援課
	担い手の確保	認定農業者認定人数	年間3人増	各年度		【具体的な目標値】 産地の保全と強化を図るため、担い手の確保と育成を推進する。		
					認定農業者の確保	認定農業者の確保に努める。		